

## ウィリアム一世の教会政策

山代 宏 道

### はじめに

一〇六六年ノルマンディー公ウィリアムによる英国征服<sup>①</sup>をめぐっては、それが大陸の封建制度・軍事制度を導入したのかどうかという問題の研究をはじめ、多くの研究がなされてきているが、小論においては、征服以後国王ウィリアム一世が英国において行った教会政策はいかなるものであったのか、またそれはどのようにして実施されたのか、という問題を検討することにより、かれの英国統治の実態を明らかにするための研究の一助としたい。問題の検討にあたっては、第一にウィリアム一世により実施された教会改革を、第二にその改革におけるカンタベリー大司教ランフランクの役割、第三にとりわけ教皇グレゴリー七世の時期における英国とローマ教皇庁との間の関係、最後に英国におけるウィリアム一世の教会政策について論じていくものである。

註① 便宜上、イングランドを英国と略記。

② 青山吉信「ハノルマンノコンクェスト」の史的意義を繰る欧

米学界の新動向「史学雑誌」第七五編第一号（五一―八四頁）・第二号（七五―一二頁）一九六六年参照。朝倉文市「ハ

ノルマン征服」とその評価―研究序説―「ヨーロッパ・キリスト教史」中央出版社（一九七一年）所収、三八―四一八

頁参照。

### 一、ウィリアム一世の教会改革

征服前後におけるノルマンディーと英国で開かれた教会会議をたどってみると、ノルマンディーでは一〇四〇年から一〇八〇年まで会議は定期的に開催されているのに対し、この時期ノルマン征服までの英国では教会会議は開かれてはいない。しかし、一〇六六年以降になると教会会議が英国教会生活の規則的な特徴となり、一〇七〇・七二年ウィンチェスター<sup>③</sup>、一〇七五年ロンドン、翌七六年再びウィンチェスターにおいて会議が開かれることになる。さらにウィリアム一世統治期間の終りまでに、大司教ランフランクは英国にお

いて少くともほかに三つの教会会議に出席している。他方、ノルマンディーにおいても会議はひき続き開催されているのである。

これらの教会会議を開催するとともにウィリアムはクリュニーの改革を採用し、新しく修道院や教会を建立している。その結果、一〇六六年から一〇八七年にかけてノルマンディーにおいては修道院の復興が遂げられ、ルーアン首都大司教区の高い名声が促進されたのである。このことはつぎのような事実のうちに理解される。すなわち第一に、司教達はかれらの教区のために効率的職務執行を遂行できた。第二に、会議活動は活発で持続的であった。第三に、その修道院の復興は一〇六六年から一〇八七年の間、ノルマンディーの修道院から少くとも二人の修道院長と五名の司教達を英国に送ることができた、という事実においてである。

しかしながら、ノルマンディーにおける教会改革は聖職者の道徳的・倫理的側面に限られていた。たしかに改革者達はシモニー（聖職売買）や聖職者の結婚に反対であった。シモニーに関するノルマンディーの状況は改革者にとってそれほど好ましいものではなく、世俗権力・ノルマンディー公と聖職者との間には緊密な関係が存在し、多数の世俗的諸侯が司教や修道院長に任命されていた。一〇四九年ランス会議は俗人が司教位についてそのような慣習をもつことを禁止していたが、概してノルマンの会議はその問題の取扱いにおいて慎重なままに留まったのであり、一〇八〇年イルボンヌ会議<sup>③</sup>においても、司教位に関する諸権利を俗人が所有することに反対するまでには至っていない。むしろ全体的にはそれを保護するのにやぶ

さかではなかったようである。こうした精神的事柄に関する裁治権を俗人が所有することを公式に禁止したのは、やっと一〇九六年ルーアン会議においてであった。

このような宗教的制度に対する俗人達の諸権利が依然維持されていたノルマンディーにおける教会支配の経験をもったウィリアムによる英国征服が、同様の教会政策を英国に導入したであろう可能性が考えられるのである。同時代人エドマールはウィリアムについて、ノルマンディーにおけるかれの教会政策と英国におけるそれとの間に連続が見られることを証言している。さらに教会の人材的・制度的連続性も認められるのであり、英国においてもノルマン的司教位はウィリアムの在位期間の大部分を通じて征服以前権力に昇進していた人びとによって支配され続ける。そのノルマン的司教位は、一〇六六年前後を通じて圧倒的にノルマン世俗貴族の代表であったのである。このことは英国教会の状況のうちに明確に反映されることになる。

こうしたノルマンの性格を維持しながらウィリアムは英国征服後、教会改革に着手し新しい教会や修道院を建立している。そのことは『ピーターバラ年代記』の作者によって証言される。一〇八七年ウィリアムの死に際して、その作者はウィリアムの敬虔なる行為を回顧してつぎのごとく述べている。

「かれ〔ウィリアム〕の時代、カンタベリーにはすばらしい教会が建立され英国中に非常に多くのほかの教会が建てられた。この国はまた修道士達によって多く満たされ、かれらは聖ベネディクトの

戒律に従ってかれらの生活を送った。<sup>①</sup>

一〇六六年以後ウィリアム一世によってなされた教会改革の目標は、主としてシモニーと聖職者結婚の禁止であった。一〇七〇年ランフランクはカンタベリー大司教になり、教皇からパトリウムを受け取るためローマを訪れているが、その時シモニーに対する反対が教皇の目前でなされている。かれに同行したヨーク大司教トマスとリックカン司教レミギウスに関し、両者が司教位に正当に昇進させられたものではないということが申し立てられているのである。これら征服後教会会議において教会改革の対象とされた悪習とは、一〇七五年ロンドン会議の規定によれば、シモニー・聖職者や修道士達の放浪・生命と身体に関わる判決に対する聖職者達の参加・禁止された親等内での結婚・呪文や占いの使用であった。<sup>②</sup>

こうした教会改革に着手しながら一方で、ウィリアム一世はかれの統治期間を通じて英国司教制度のノルマン化政策を継続的に追求するのである。その結果は、一〇八〇年までにはウイスター司教ウルフスタンが英国に残っていた英国生れのただ一人の司教であり、残りの司教達のうち一人を除いてはすべてノルマン出身かその訓練をもつ者達であった、という事実のうちに見られる。ウィリアムはこの政策をカンタベリー大司教ランフランクの協力とともに実施したのである。アングロサクソン教会の最も尊敬されていた高位聖職者ウルフスタンがランフランクに対して服従宣誓をなしたのは、このような過程においてであった。<sup>③</sup>

それでは、このようなウィリアムのノルマン化政策に対する一〇

六六年以前からの英国任人達の反応はいかなるものであったのか、がつぎに問われねばなるまい。「ピーターバラ年代記」の作者はこの問題に言及しており、一〇七〇年の状況について「誓する機会を与えてくれる。「ピーターバラの修道士達は、かれら自身の人びとすなわち Heward とかれの無法者達の一団・デイン人・そして修道士達が修道院を略奪したがっているのを聞いた。なぜなら、国王がその修道院を Turold という一人のフランス人修道院長に与えたこと、かれは非常に厳しい人物であり当時かれのすべてのフランス人達と共に Stamford までやって来ていたということを、かれらが聞いていたからであった。」<sup>④</sup>

このことは、修道士達のほかにも任人達のある集団がフランス人修道院長に対して時には好ましからぬ感情を抱いていた、という事実を示唆している。同作者はつづけて、「そして院長 Turold と一六〇人のフランス人がかれと共にやって来た。皆すべて十分に武装していた。「しかし」かれが到着した時、かれは「修道院の」内側も外側も教会のみを残してすべてが焼かれているのを見出した<sup>⑤</sup>」と報告している。

註① ルーアン(一〇四〇年頃)、カーン(一〇四七年)、リズヌー(一〇五四年か翌年)、ルーアン(一〇六三年)、リズヌー(一〇六四年)でそれぞれ教会会議が開かれた。

② 一〇七二年春、すべての司教は一年に二回教会会議を開くべきことが決定された。F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England*

〔以下、A-S England へ略記〕。Oxford, 1960 (1st, 1943). p. 657.

⑧ D. C. Douglas, *William the Conqueror, The Norman Impact upon England*〔以下、Conqueror へ略記〕。1964. p. 332. ミンノランクは、ロマン (一〇二四年) のグロスタ (一〇八〇—八一、一〇八五年) の会議に出席してゐる。

④ Douglas, *Ibid.* ⑤⑥ *Ibid.*, p. 320.

⑦ この会議で、司教達にかれが罰金が支払わへべき罪に關する体系的な広範な定義を確立するようになった。 Cf. C. Morris, "William I and the Church Courts," *EHR*, Vol. LXXXII (July 1967)〔以下、William I へ略記〕 pp. 449-463. esp. p. 453.

⑧ 英国においては、これ以前に教会事柄に對する世俗の干渉を禁止するウィリアム一世の法令がでた。 Morris, *Ibid.*

⑨ エドマーは「今や、ウィリアムとかれの父達が以前にノルマンディーにおいて採用し慣れていた慣習と法律を英国において維持することか、国王ウィリアムの政策であつた」と報告してゐる。 Cf. M. Rule ed., *Eadmer, Historia Novorum in Anglia*, Rolls Series 81〔以下、H. N. へ略記〕。1965 (1st pub. 1884). p. 9.

⑩ Douglas, *Conqueror*, pp. 319-320.

⑪ H. A. Rostke trans., *The Peterborough Chronicle*〔以下、Peterborough へ略記〕。N. Y., 1951. p. 120. 教会建設の動機

ウィリアム一世の教会政策 (山代)

とつて、英国への侵略・征服に参加したノルマン人達が戦つておろした多くの殺人の罪に對する懺悔の気持があつたこと(註)を、 Cf. D. C. Douglas ed., *English Historical Documents*〔以下、E. H. D. へ略記〕 Vol. II, 1953. pp. 606-607.

⑫ Cf. H. N., p. 11.

⑬ Stenton, *A-S England*, p. 658.

⑭ ローク出身の Wells 司教 Giso による。

⑮ Cf. Douglas, *Conqueror*, pp. 324-5.

⑯ E. H. D. II, p. 635.

⑰ *Peterborough*, p. 111.

⑱ *Ibid.*, p. 112.

### 二、ランドランクの役割

ウィリアム一世が英国において教会改革を行い、おそらく少なからぬ反対を伴いながらも教会のノルマン化をおし進めるにあつては、英国教会の首座大司教であつたカンタベリー大司教ランフランクの協力が不可欠であつたと考えられる。ランフランクは一〇四四年頃ノルマンディーのシック副修道院長、一〇六三年にはウィリアムの要請によりカーンの修道院長になつてゐるが、かれが教皇庁としてノルマンディー公の宮廷との關係を持つに至つたはこの時期であつたやうである。かれの後期の書簡は、かれが教皇アレクサンダー二世と親しい關係にあり、枢機卿ヒルデブランド(教皇グレゴリ

一七世）を知っていたことを示している。<sup>①</sup>  
 大司教になる以前のランフランクと教皇庁との接触はつきのごとくであった。ランフランクは一〇四九年、おそらくかれの修道院長の代理としてランスにおける教皇レオ九世の教会会議に出席している。またベレンガール論争に巻き込まれて一〇五〇年にはローマ、Vercelli の両会議に、やうに一〇五四年トゥールでの枢機卿ヒルデブランドの公会議に出席していた。かれは再び一〇五九年ニコラス二世の公会議出席のため、そして一〇六七年アクレサンダーが教皇の時ローマを訪れているのである。

こうしたローマ教皇庁とのつながりをもつ「ランフランクは教皇アレクサンダーの命令により英国にやって来た。そして国王の宮廷において司教・有力貴族・聖職者・英国の人びとと共に教会の年長メンバー達によって「カンタベリー大司教に」選出された。古い慣習に従って英王国のすべての司教連がかれの叙階のためにやって来た。<sup>②</sup>

首座大司教としての最初の数年間、ランフランクは二・三の教会会議を開催し教会改革に努め、司教達が法の実施に必要な行政権限をウィリアムの同意をえてかれらに与えた。さらにかれの指導の下、司教達が教区の状態を改善することができるようその権限をかれらに委ねている。しかしそうしながらも、ランフランクはノルマンの先例を決して越えはしなかったようである。

ウィリアム一世とランフランクとの協力関係を促進することになった事例は、この時期においてランフランクにとって最も重要な問

題の一つであった全英国教会の首座をめぐる論争である。カンタベリー大司教になって後、ランフランクはヨーク大司教トマスが彼に服従宣誓をなすことを命じた。かれは、ヨーク大司教にとって服従宣誓をなすのが古い慣習であったと主張する。これに対しトマスは、かれの先任者達がカンタベリー大司教に対して宣誓をなしたという古い慣習は見つからないと反論したのである。両者ともに古い慣習を引き合いに出している。結局この論争は一〇七二年の教会会議で決着をつけられるに至る。そこでは第一に、争われていた司教区は南部首都大司教区に帰属せられた。第二にヨーク大司教による服従宣誓に対するカンタベリー大司教の権利が確立され、第三に、ランフランクは英国の首座大司教であると認められたのである。

国王ウィリアム一世は、ヨークとのこの論争においてランフランクを支持している。いまだ完全にはノルマン支配下にあるとはいえない独立的な首都大司教区の長として行動するヨーク大司教が、自己の立場を支えるためある対立国王を英国北部における正当な支配者として王位につけるかもしれない、とウィリアムが懸念したであろうことは十分に考えられる。<sup>③</sup>

英国教会の改革においてランフランクの果たした役割についてエドマーはつきのように報告している。「かれは国王を神の誠実な召使いとなすため、さらに王国全体を通じすべてのクラスにおける宗教的で正しき生活の復興のため常に多大なる労苦を払った。かれの教えと忍耐は国全体を通じ信仰のたいなる増進に寄与したし、いたるところで新修道院が建立された。」<sup>④</sup>ランフランクの会則は、決して法

典として課せられはしなかったけれども、英国を通じ新しいノルマン修道院長達の諸活動に対して極めて影響力をもつものとなった。さらにランフランクは、国王ウィリアム一世をしてノルマン人達やほかの人びとによって奪われていたほとんどすべての土地を教会に回復させるのに成功している<sup>①</sup>。

かれの時代のすべての改革者達と同様に、ランフランクは聖職者の結婚を否認する。このことにおいて、かれは英国教会自体の力強い伝統に沿うものであり、教会会議の規定は英国既存の社会状況に對して節度と尊敬を示すものであった。それは教皇教令の非妥協的な趣きとは対照的である。英国聖職者に対するランフランクの独身生活規定は、聖堂参事会員とそれ以上の聖職者には嚴格に実施されるべきであり、将来においてはいかなる司祭も独身生活の宣誓なくしては叙階されるべきではないというものであった。しかし、既婚の教区司祭達はかれらの妻を遠ざけるよう強制なれてはならぬであり、ここに妥協への努力が存在していたと理解される。ランフランクはその教会改革において熱狂者ではなかった。かれの規定はいわば政治家の態度を反映しており、それは、もしそうすることにより実質的な目標を達成できるのであればその堅固さを犠牲にする用意があるというものである<sup>②</sup>。そのことは、つぎに検討することくぐレゴリー七世に反対してまでも国王ウィリアム一世の教会政策を支持するランフランクの態度に示されている。

註① F. Barlow, "A View of Archbishop Lanfranc," *The*

ウィリアム一世の教会政策(山代)

*Journal of Ecclesiastical History*, Vol. XVI, No. 2 (Oct. 1965) [以下「Lanfranc と關記」]。pp. 163-177. esp. 170.

② *Ibid.*

③アレクサンダーがランフランクのカンタベリー大司教への昇進に關わっていたことは明白である。Cf. Barlow, *Ibid.*, p. 170.

④ E. H. D., II, p. 631; H. N., p. 10.

⑤ Barlow, *Lanfranc*, p. 173.

⑥ E. H. D., II, p. 632.

⑦この点において、ランフランクが後に偽造文書を利用することによりかれの立場を正当化する余地が存在する。エドマーは火災がカンタベリー教会を破壊し、その教会に關する古い特權證書はほとんどまったく損失したと記してゐる。H. N., p. 16. ヨーク側の主張に「*cf. C. Johnson ed., Hugh the Cantor, The History of the Church of York 1006-1127. London. 1961. pp. 2-4.*

⑧ランフランクの勝利を完全にするには教皇庁による確認が必要であったが、それは得られなかった。十一世紀後半において首座大司教あるいは大規模な大司教位を認めることは、中央集權化をめざす教皇庁の政策に反するものであったからである。Cf. Douglas, *Op. cit.*, pp. 322-3.

⑨ *Ibid.*

⑩ H. N., p. 12.

③ Stenton, *A.S. England*, p. 659.

④ Douglas, *Conqueror*, p. 333.

⑤ Stenton, *Op. cit.*, p. 659.

### 三、英国とローマ教皇庁

ウィリアム一世は、その統治期間を通じて自己のやり方で英国教会制度を改革しようと試みた。しかし、その教会政策の実施において大きな影響力をもったのは英国教会とローマ教皇庁との間の関係であり、それがどのようなものであったのかがつきに検討されねばならないであろう。教皇がいまだアレクサンダー二世（一〇六一—一〇七三）であった時、ウィリアムは英国における諸教会の状態を改善するため教皇の助言を求めていた。ランフランクもまた「かれ自身、自己の精神的父母教会に対して好意をもっていることを示していた」<sup>⑥</sup>のである。そうしたランフランクが教会改革において教皇からの指示と指導に従っていたということは十分考えられる。このように英国王・大司教とローマ教皇との関係は、英国教会改革の過程において一〇七〇年代末頃までは極めて緊密であったようである<sup>⑦</sup>。

しかしながら、この緊密な関係は教皇がグレゴリー七世になりいわゆる「グレゴリー改革」が展開され、その波がウィリアムの統治期間中に英国に達する頃から変化したようである。グレゴリー七世の主張は、司教任命問題において教会自身が世俗支配から自由にされ、さらに教会ヒエラルヒーがすべての精神的問題のみでなく多く

の世俗的事柄においても教皇庁に服従されるのでなければ、教会改革はその目的において効果的ではありえない<sup>⑧</sup>、というものである。改革者達は、いわゆるグラシウスの原理の最もきびしい意味合い、すなわち現世における教皇權威の優位性を強調している。かれらは、

国家の支配や俗人による干渉から教会を完全に自由にするのみではなく、西欧の国王権が民衆への不十分なアピールを支えるために以前より利用してきた擬似秘蹟的性格をその王権からはく奪することを欲したのである。

こうした主張をもって、グレゴリー七世はウィリアム一世がアングロノルマン教会の回りに打ち立てていた障壁を倒そうと試みている。そのためかれは、第一に、ノルマンディーや英国の高位聖職者達のローマへの規則的な伺候を強化することを求め、第二に、ルーアン首都大司教座の權威を減少させるよう尽力する。第三に、かれは英国王としてのウィリアムから教皇庁に対する忠誠を要求している。具体的には、グレゴリー七世とかれの後継者に対して忠誠宣誓をなすこと、国王の先任者達がローマ教会に送るのを常としていた貢納金の支払を尊重することを要求するものである。そのようなグレゴリーの主張の根拠は、第一にローマにおいていまやますます注目されつつあった「偽ローマ教皇教書」であり、第二に「コンスタンティヌスの寄進」第三に、従属を意味する貢納に代わるピーターズ・ペンスの支払、そして一〇六六年ウィリアムの英国征服に対するローマ教皇の支持であった。

グレゴリー七世のこのような主張に対して、ウィリアムはつぎの

ごとく答えている。「わたしは忠誠を払うことに同意しなかったし、現在もそうしないであろう。なぜなら、わたしはそれを決して約束しはしなかったし、私の先任者達がかつてあなたの先任者達に対して忠誠を払ったのを見出しもしないからです。」<sup>④</sup>さらにピーターズ・ペンスに宛てては、「わたしはすでに徴収されているものをあなたに送ります。残りは、そのための機会が訪れた時、われわれの信頼できる大司教ランフランクの使節によって発送されるでしょう。」<sup>⑤</sup>と返答している。大司教ランフランクはローマ教皇庁に対するウィリアム一世のこうした政策を支持していたようであり、グレゴリー七世の強硬招請にもかかわらず、ランフランクをはじめ英国の司教達がローマを訪れていなごう事実は、このことを傍証するものである。<sup>⑥</sup>

註①② E. H. D., II, p. 630.

③ Cf. Douglas, *Conqueror*, p. 336.

④ ウィリアム一世とグレゴリー七世との間にあって、種々の困難にもかかわらず基本的には政治的和解の關係が存在していったと見る見解は、しばしば Cf. H. E. J. Cowdrey, "Pope Gregory VII and the Anglo-Norman Church and Kingdom," *Studi Gregoriam*, Vol. 9. [Cf. *Gregory VII* 文庫]。1972, pp. 79-114.

⑤ Douglas, *Op. cit.*, p. 337.

⑥ 国王に対する教皇位の優位性の主張はウィリアム二世に宛て

ウィリアム一世の教会政策(山代)

たグレゴリー七世の書簡(一〇八〇、四、二四)の中に示唆される。国王のために教皇が神に対して申し開きをするがゆえに、国王は教皇に服従的であるべきであり、かれはまた神に対し服従すると同様に、神の代理者である教皇に対し完全な服従を払わなければならないと主張している。 Cf. E. H. D., II, p. 646.

⑦ N. F. Cantor, "The Crisis of Western Monasticism, 1050-1130," *AHR*, Vol. LXVI, No. 1 (Oct. 1960), pp. 47-67.

⑧ グレゴリーはランフランクへの書簡(一〇八二年)において、聖務停止を示唆することによりローマ訪問を要請している。 Cf. E. H. D., II, p. 648.

⑨ これも教皇の中央集権化政策の一部である。 Cf. Cowdrey, *Gregory VII*, pp. 96-8.

⑩ E. H. D., II, p. 647.

⑪ キリスト教的統一体における最高の審判者としての教皇の機能は、この収集を通じて特別の卓越性を与えられた。 Cf. W. Ullmann, *The Growth of Papal Government in the Middle Ages*. London. 1970 (1st pub. 1955), p. 185.

⑫ これも教皇の上位君主権の基礎であった。 Cf. R. W. Southern, *The Making of the Middle Ages*. New Haven. 1962 (1st 1953), p. 27.; Cowdrey, *Op. cit.*, pp. 92-3.

⑬ Z. N. Brooke, *The English Church and the Papacy*. [Cf. *Eng. Church* 文庫]。Cambridge, 1968 (1st 1952), p. 142. Cf. E. H. D., II, p. 644.



②⑤ E. H. D., II, p. 647.

②⑥ Cf. Cowdrey, *Op. cit.*, pp. 95-6.

#### 四、ウィリアム二世の教会政策

英国内部においてウィリアム一世によりおし進められた教会改革とそのノルマン化の過程において、まず注目されるのは教会組織における二つの重要な変化である。それらは司教座聖堂助祭 (arch-deacon) の出現と地方司教座の都市への移行であった。この時期英国において司教座聖堂助祭は征服以前のノルマンディーにおけると同様、訓育と裁判に関するすべての問題における正規の司教代理人として教会の行政ヒエラルヒーの通常の一部分となったのである。他の変化は英国教会会議の特権的規定の一つであり、それは教会法に従って司教座を地方から都市へと移行させるのを留意する規定である。Lichfield, Selsey, Sherborne の司教座がそれぞれ Chester, Chichester, Salisbury の都市へと移行されている。その結果、一〇八七年までに地方の聖堂は英国教区秩序においては異例なものとなったほどである。

司教座の再配置や聖堂参事会の再組織化は、その司教に対し行政上の大きな機会を与えた。教会にとってこの再組織化と司教座聖堂助祭の出現は、大司教ランフランクの直接の指導下に教会ヒエラルヒーの実践的制度を確立するよう働いたのである。

これらの変化に加えて、教会組織をより効率的・実践的にするための改革過程において重要な位置をしめているのが、一〇七二年あ

るいはその後ウィリアムによって発せられた令状である。その内容の要約は、「司教の法は改正される、……いかなる司教あるいは司教座聖堂助祭も、今後司教の法に関わる裁判を郡裁判所において行なうべきでない。またかれらは魂についての規則に関するいかなる問題をも世俗の入びとの判決へと委ねるべきではない」というものである。この令状によりウィリアムがめざしたものは、裁判手続をより効率的にするため郡裁判所から教会関係訴訟を切り離すことであったと想定される。それはまた、司教達にその処理を任ざされていた訴訟がそれまで適切に取り扱われていなかった、という可能性を示唆している。郡裁判所から教会訴訟を切り離すこの過程は、一〇七六年ウィンチェスター会議において、国王認可の下に英国に教会裁判権に関する裁判所を創設することを決定するまでに至り、英国教会は新組織の受容を記録することになったのである。

しかしながら、一〇七二年の令状を州(シャイア)にまで適用しようという試みがおそらくなされてはいなかった、という事実が同時に注目されるのである。たしかに、ノルマン期を通じてシャイアはその教会的業務の多くを失い、教会会議における司教達がそれらの処理に携わることになる。しかし、シャイアから教会会議への移行は漸次的であり、一回の立法行為にそれほど依存したものではなかったと考えられる。一〇七二年頃なには教会的問題であるかという定義は、その決定的な移行を確認するにはあまりにも不明確であり、その時以後も、のちには教会的であるとみなされるような問題がシャイアにおいて審理されていた徴候があるからである。また教

会会議は国王裁判所の組織内に緊密に組み入れられていたようであり、いまだ独立した組織を構成してはいなかった<sup>⑥</sup>のである。

したがって、この令状に關するウィリアムの目的は郡・俗人の審理から魂の救済に關わる問題を切り離すことであり、おそらくその大部分は、キリスト教理念に反する罪すなわち神あるいは教会の法に反する罪であった、と考えられる。このことは、教会制度におけるウィリアムの改革が宗教的側面に制限されていたということを示唆しているのである。

英国におけるこうしたウィリアム一世の教会政策は、前世紀より通用してきていた *royalty* とその義務という理論に基づくものであったと考えられる。国王は教会に対して特別の義務をもつものであり、ウィリアムはそれを遂行しようとした。そういう意味では、かれの教会政策はすべての点で「まったく自然で規則的に首尾一貫していた<sup>⑦</sup>」のである。たとえば、聖職者の任命権は国王の手に留まり、征服した土地にウィリアムが確立したノルマンの高位聖職制度はかれが課した封建的諸義務に從属することによって、かつてないほど緊密にかれの支配下におかれている。

海峡の両側における高位聖職者達は封建領主として国王に服従しており、ウィリアム一世の統治期間を通じて、いかなる司教あるいは重要な修道院長の任命もかれの命令による以外なされはしなかったのである。一〇七六年ウィンチェスター、一〇八〇年リルボンヌ教会会議におけるように司教達の統治権が強化されたにもかかわらず、これは国王の「讓歩」のおかげで行使されるものであると考え

られた。もし司教の裁判があいまいであるか、あるいは非効果的であるならば、干渉すべきは国王であったし、高位聖職者間の論争あるいは高位聖職者・俗人間の紛争を自己の法廷で裁くことが可能であり、実際にそうしたのも国王であった<sup>⑧</sup>。

このような基盤に立ち既述したようなローマ教皇グレゴリー七世の強硬な主張を退けることにより、ウィリアム一世は自己の教会政策を遂行し神政的国王理念を維持することに成功している。かれは、教皇によって主張された教会ヒエラルヒーの原理に対して神政的国王理念を維持することにより王権の安定化につとめたのである。さらに、ウィリアムの教会政策を可能にしたのはつぎのような事情である。第一に、グレゴリー七世がドイツ皇帝との鬭争に非常に深く関わっており教皇としては英国王との決定的な対立を望んではいなかった<sup>⑨</sup>。第二に、司教や修道院長のような宗教的領主達は国王との封建的結びつきの中に組み込まれていた。ウィリアムは、テングロ II サクソン末期の政治的思想を支配した神政的国王理念と共にかれのノルマンディー公時代の組織を採用している。そうすることにより、かれは自己の立場を強化しかれ自身の制度内に教会を維持することに成功したのである。

さらにウィリアム一世は、かれの教会政策を追求する時つぎのような諸権利を国王の権利として利用している。それらは第一に、紛糾した教皇選挙の場合、かれの領土内においてはいかなる教皇もかれの同意なくしては認められるべきでない。第二に、いかなる教皇書簡もかれの許可なくして受け取られるべきではない。第三に、か

れの領土におけるいかなる教会会議も国王の是認なく立法化を始めるべきではない。第四に、いかなる司教も国王の許可なくして、かれの諸侯・役人さらには直接受封者達のある者を破門してはならない、<sup>⑤</sup> というものであった。

このような諸権利を行使することにより、ウィリアム一世はローマ教皇と英国聖職者達との間に介在し、後者を自己の組織内に編入していたのである。もちろんこれらの政策だけで十分であったわけではない。なぜなら、ランフランクを継いだアンセルムがこれらの禁止事項に反する行為をなす時、グレゴリーの理念は英国にもたらされることになるからである。このことより、カンタベリー大司教の態度が国王の英国教会政策の実施において重大な影響力をもっていたと想定される。なぜなら、カンタベリー大司教は、大陸からの教会改革理念が英国に達する時教皇からの指示を受け取る最初的人物であったからである。

こうして、ウィリアム一世が教会ヒエラルヒーの原理が英国に導入するのを阻止することができたのも、大司教ランフランクが神政的国王理念を支持していたからである、と考えられるのである。ランフランクは、ベネディクト派の人びとによって導入されクリュニ一派の人びとによって強化されていた国家・教会間における伝統的関係を維持しようと努めた、と理解されるからである。ランフランクがグレゴリー七世のローマへの招請に応じなかったのもこのようなかれの立場に基づくものであり、その意味では、英国教会改革におけるウィリアム一世とランフランクとの間の協力が相互依存、そ

して伝統的国王理念に対する大司教の支持が、英国におけるウィリアム一世の教会政策の実施を可能にしていたと結論されるであろう。

註① Douglas, *Conqueror*, p. 330. Cf. Morris, *William I*, p. 457. それ以後の司教座聖堂助祭の働きについては Cf. J. Scammell, "The Rural Chapter in England from the Eleventh to the Fourteenth Century," *EHR*, Vol. LXXXVI (Jan. 1971), pp. 1-21.

② ほかの例として Dorchester 司教座のリンカン市への移行が報告されているが、このような移行が国王・大司教・教皇のすべてによって是認されていたことは注目される。 Cf. E. H. D., II, pp. 603-4.

③ Stenton, *A-S England*, pp. 658-9.

④ Cf. Douglas, *Op. cit.*, p. 330.; Stenton, *Op. cit.*, p. 661.

⑤ E. H. D., II, pp. 604-5.

⑥ Douglas, *Op. cit.*, p. 331.

⑦ Stenton, *Op. cit.*, p. 661.

⑧ Morris, *William I*, p. 459.

⑨ 財産権をめぐる紛争はシャイアの権限内にあると考えられており、十分の一税・教会の保有・教会領の所有権等の問題も、またほとんど論じられることはなかった。 Morris, *Ibid.*, p. 459.

- ⑩ *Ibid.*, pp. 459-60.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 459, 462.
- ⑫ F. Barlow, *The English Church 1000-1066*. Connecticut, 1963. pp. 151-2.
- ⑬ Brooke, *Eng. Church*, p. 136.
- ⑭ Douglas, *Conqueror*, pp. 321, 335-6.
- ⑮ Cf. Cowdrey, *Gregory VII*, p. 96. ちかび、グレゴリー七世は教会改革を試みてきつじたウイリアムに対して高い評価を下したものである。 Cf. E. H. D., II, p. 647.
- ⑯ H. N., p. 10.
- ⑰ 拙稿「一七〇七年ロンドン協約の成立」『史学研究』第二二六号、昭和五〇年、とくに四〇—四四頁参照。
- ⑱ Cf. N. F. Cantor, *Church, Kingship, and Lay Investiture in England 1089-1135*. N. Y. 1969 (1st 1958). pp. 30-31. 鈴木利章「イギリスにおけるグレゴリウス改革と国家観の世俗化—Theocratic Monarchy から Secular Monarchy へ—」『史林』四九卷五号（一九六六年）一〇二—一三八頁、とくに一〇七頁参照。